

①介護保険給付対象サービスの利用料金 (1割負担の場合)

(1) 通所型サービス

| | | |
|--------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| | 要支援1・事業対象者 (週1回程度) | 要支援2 (週2回程度) |
| 通所型サービス費 | 1,798円 | 3,621円 |
| ※ 入浴・送迎の有無に関わらず利用料は同じです。 | | |
| サービス提供体制強化加算 | (Ⅰ) 88円 (Ⅱ) 72円 (Ⅲ) 24円 | (Ⅰ) 176円 (Ⅱ) 144円 (Ⅲ) 48円 |
| 介護職員処遇改善加算 加算Ⅲ | 介護保険給付対象サービス自己負担額 (上記月総額) の8.0% | |

※処遇改善加算等は月総額が1,000円とすると8.0%で1,080円となります

(2) 通所介護

| | | | | | |
|------------------------------------------|---------------------------------|------|--------|--------|--------|
| 基本料金 (7時間以上8時間未満の場合) 夏時間 (2/16~11/15) | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 通所介護費 | 753円 | 890円 | 1,032円 | 1,172円 | 1,312円 |
| 送迎を含みます (送迎を実施しなかった場合は片道47円の減額となります。) | | | | | |
| 基本料金 (6時間以上7時間未満の場合) 冬時間 (11/16~2/15) | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 通所介護費 | 678円 | 801円 | 925円 | 1,049円 | 1,172円 |
| 送迎を含みます (送迎を実施しなかった場合は片道47円の減額となります。) | | | | | |
| 入浴加算 | 加算Ⅰ 40円 / 加算Ⅱ 55円 | | | | |
| サービス提供体制強化加算 | 加算Ⅰ 22円 / 加算Ⅱ 18円 / 加算Ⅲ 6円 | | | | |
| 中重度ケア体制加算 | 45円 (令和5年4月より休止。要件を満たし次第再開) | | | | |
| 介護職員処遇改善加算 加算Ⅲ | 介護保険給付対象サービス自己負担額 (上記月総額) の8.0% | | | | |
| 個別機能訓練加算 | 加算Ⅰ 56円 | | | | |

※処遇改善加算等は月総額が1,000円とすると8.0%で1,080円となります

②介護保険給付対象外サービスの利用料金

| | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 食事の提供に伴う食費 (おやつ代を含みます) | 550円 |
| 入浴時のタオル使用費 | 200円 |
| 介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用 | 超過分は介護保険の給付がなく10割負担となります |
| 東白川村以外の方で当事業所を利用される場合は、下記の料金をいただきます。 | |
| 事業所から、片道おおむね10km未満 | 無料 |
| 事業所から、片道おおむね10km以上20km未満 | 500円 |
| 事業所から、片道おおむね20km以上 | 実費 |

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、要介護の認定を受けられた翌月から遡って請求させていただきます。

☆サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は当該サービス利用料金を変更させていただくことがあります。

(3) 延長サービス

ご家族の都合により、サービス提供時間終了後延長サービスを利用される場合は、15分につき100円の料金を頂く場合があります。（その場合はご家族で送迎をお願いいたします）

(4) 利用料金のお支払方法

前記①、②の料金、費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月30日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。1ヶ月に満たない期間の利用料は利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア. 口座への振り込み

めぐみの農協 東白川支店 当座 8501661

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 めぐみの農協 東白川支店 ・ 郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加

☆利用予定日前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスを中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用の追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

☆利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 利用予定日の当日の午前8時10分までに申し出があった場合 無料
- 利用予定日の当日の午前8時10分までに申し出がなかった場合 550円（食事費用）